

令和元年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月5日(木曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|---|--------|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることの専決処分の承認について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 那珂川町課設置条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 令和元年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議 | |

- 決について (町長提出)
- 日程第15 議案第13号 令和元年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決について (町長提出)
- 日程第16 議案第14号 町道路線の認定について (町長提出)
- 日程第17 議案第15号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第18 議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について (町長提出)
- 日程第19 発議第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について (議員提出)
- 日程第20 陳情第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化に関する陳情について (教育民生常任委員長報告)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化を求める意見書の提出について (教育民生常任委員長提出)
-

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 吹場寿郎君 |
| 3番 | 大金清君 | 4番 | 川俣義雅君 |
| 5番 | 益子純恵君 | 6番 | 小川正典君 |
| 7番 | 鈴木繁君 | 8番 | 石川和美君 |
| 9番 | 益子明美君 | 10番 | 大金市美君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 小川洋一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 福島泰夫君 副町長 内田浩二君

教 育 長	吉 成 伸 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	笹 沼 公 一 君
総 務 課 長	高 林 伸 栄 君	企 画 財 政 課 長	益 子 雅 浩 君
税 務 課 長	小 松 重 隆 君	住 民 課 長	大 森 新 一 君
生 活 環 境 課 長	大 武 勝 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	薄 井 和 夫 君	建 設 課 長	益 子 泰 浩 君
農 林 振 興 課 長	坂 尾 一 美 君	商 工 観 光 課 長	薄 井 亮 君
小 川 出 張 所 長	藤 田 善 久 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 室 利 雄 君	学 校 教 育 課 長	板 橋 文 子 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 裕 之 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 村 房 行	書 記	笠 井 真 一
書 記	金 子 洋 子		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小川洋一君） 日程第1、承認第1号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることの専決処分の承認についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第1号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることの専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

10月12日から13日の台風19号により被災しました農地及び農業用施設を国庫補助事業として町営により復旧工事を実施するものであります。

その概算事業費は、農地1件、610万円、農業用施設10件、9,860万円であります。被災箇所及びその状況は、大山田下郷地内における田畑の基盤流出、松野地区における揚水機の浸水、福原地区における西の原用水隧道の崩落、小口地内三川又取水堰、大那地地内、盛泉地内、大山田下郷地内、健武地内における用水堰等の洗堀及び流出により被災したものです。

復旧工事については原形復旧を基本とし、河川敷地内においては、河川管理者である国土交

通省、栃木県と協議の上、工法を選定して実施するものであります。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることの専決処分の承認については原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第2、承認第2号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第2号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、10月12日から13日にかけて日本列島を通過した台風19号にかかわる災害復旧費用及び10月25日に発生したまほろばの湯、湯親館の故障にかかわる修繕費を計

上いたしました。

いずれも早急な応急措置及び災害復旧に取り組まなければならない状況でありましたので、10月30日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。その補正額は2,000万円となり、補正後の予算総額は82億8,000万円となりました。

補正予算の内容を申し上げますと、6款商工費は、まほろばの湯、湯親館男湯浴場で発生した水漏れ等の修繕工事費として590万円を計上しました。

10款災害復旧費で農業水産施設災害復旧費は、台風19号により被災した農地等11件の災害復旧にかかわる設計費用980万円、教育施設災害復旧費は台風19号により崩落した馬頭運動場進入路について、斜面の復旧工事が完了するまでの仮設進入路を設置する工事費430万円を計上いたしました。

これらに要する財源は、分担金27万円、県支出金477万円及び繰越金1,496万円を充てることといたしました。

以上、令和元年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分について、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認については原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております渡邊恵子氏は、令和2年3月31日をもって現在の任期が満了となります。渡邊恵子氏は平成23年4月1日から3期9年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として川上弘之氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。川上弘之氏は、大田原市立若草中学校において教諭の職を定年退職後、再任用教諭として大田原市立紫塚小学校に勤務されておりますが、来年3月をもってその職を退職されると伺っております。地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、薄井秀雄氏、石川周一氏、大金典夫氏、山口雅夫氏、小祝邦之氏、縣千恵子氏、渡邊恵子氏の7名ですが、渡邊恵子氏の後任として川上弘之氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

私は、町長に就任するに当たり、「働く喜びを実感できる町」「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町」「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町」、この3つの政策を柱に人口減少や少子高齢化の流れを少しでも食い止め、もっと明るく元気な町にするため、関係課において各種事業を推進しているところであります。

今回の議案につきましては、「働く喜びを実感できる町」実現のため、農林水産物の高付加価値化やブランド化による生産者の所得向上を図ることを目的とし、令和2年4月より農

林振興課と商工観光課を統合し、新たに産業振興課を設置するものであります。産業振興課は町の基幹産業である農業、町独自の地域資源を生かした商工業や観光を取り扱う部署となるため、事業間の連携が図られ、生産者の所得向上に向けた事業を推進することができるものと考えております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、産業振興の充実を図るため、令和2年4月より新たに産業振興課を設置するものであり、事務分掌を（1）農業に関する事、（2）商工業に関する事、（3）観光に関する事、（4）林業に関する事、（5）水産業に関する事、（6）土地改良に関する事とするものです。

具体的には、現在の農林振興課と商工観光課の業務を統合し産業振興課とすることで、新たな特産品の開発やイベント事業での連携強化を図ります。ひいては農林水産業の高付加価値化やブランド化により、生産者の所得向上が図られるものと考えています。また、限られた職員の中で効果的な事業を推進するために、課を統合することにより生まれるスケールメリットを最大限に活用し、町の総合戦略においても重要な施策に位置づけられている商工観光関連事業を推進していきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大金 清君。

○3番（大金 清君） 統合については、反対はございませんが、係ですね、係の名称と係が幾つあるのか、そこに職員配置をどのように考えているのか、その数をお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） まず、係ではありますが、今現在、農政係、それから農村整備係、それと農地調整係、それから土地改良係とありますが、そこに商工観光係を追加するものであります。

訂正します。申しわけありません。農政係、農林整備係、農地調整係、今現在3つの係が
ございます。そこに商工観光係を加えるものであります。

それから、人員の配置については、今後、役場全体の配置を検討することになりますが、
今現在、何名ということは申し上げることはできません。ただ、統合して、より強力に進め
ていくということで、実質的な実動員の減少というものはないようにしたいと考えておりま
す。

○議長（小川洋一君） 6番、小川正典君。

○6番（小川正典君） 6番、小川正典です。

先ほどの係で、農林課のほうは係が変わらないというご説明だったと思いますけれども、
先ほどの統合の中に、説明の中に、農林水産物の高付加価値化やブランドによる生産者の向
上を図ることを目的とすると、課が変わらずになぜこの目的ができるのかと、この辺のご説
明をいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 係は変わりませんが、そこで今まで商工観光課で観光関係を推進
していたわけなんです、1つの課となることによってそれぞれの係が連携強化して、特産
品の振興というんですか、そちらを進められると考えております。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正については原案のとおり決することに異議あ
りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

人事院はことし8月7日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間の初任給と若年層の給与の比較における格差解消のために、初任給を含む若年層の基本給の平均0.1%を引き上げ及び勤勉手当0.05月の引き上げ等の勧告を行いました。

これを受け、11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものです。また、あわせて国の特別職等の期末手当についても引き上げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても0.05月の引き上げを行うものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、議案第3号の那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づき、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当の改定を行うものであります。

議案第5号の那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく職員の給与及び勤勉手当等の改定のほか、各種法律により地方公務員法が一部改正されることに伴い改定を行うものです。

主な改正内容であります人事院勧告に伴う特別職の手当と職員の給与関係について、議案書の後ろに添付してあります参考資料により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改定ですが、1点目は、12月期の期末手当を0.05月引き上げて、1.725月とし、年間3.4月とするものです。

2点目は、令和2年4月1日以降の期末手当について、総枠は変えずに、6月期と12月期の支給月数を平準化するものです。

裏面、2ページに続きますが、職員の給与及び手当の改定ですが、1点目は月例給の引き上げです。民間の初任給と若年層の給与の格差0.09%を埋めるため、若年層の俸給月額を引き上げを行うものです。引き上げについては、大卒初任給で1,500円、高卒初任給で2,000円引き上げるほか、30代半ばまでの職員が在籍する俸給の平均0.1%の引き上げを行うこととなります。

なお、適用は平成31年4月1日に遡及することとなります。

2点目は、勤勉手当の引き上げですが、民間の支給割合に見合うよう、勤勉手当を0.05月引き上げるものです。

3点目は、特別職と同様に、令和2年4月1日以降の勤勉手当については、総枠は変えずに、6月期と12月期の支給月数を平準化するものです。

4点目は、公務員宿舍使用料の上昇及び民間における住宅手当の支給状況を踏まえ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げるものと、住居手当の上限額を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げるものです。

このほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、成年後見人及び被保佐人の人権を尊重するため、成年後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年後見人等に係る欠格事項等に係る箇所について改正を行うものです。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時職員の給与に関する規定について、会計年度任用職員の給与の規定にあわせた改正をするものです。

なお、附則は施行期日を適用期日、住居手当に関する経過措置を定めたもので、第1条及

び第3条については令和2年4月1日からの施行、第2条については、平成31年4月1日からの適用及び住居手当の額が2,000円を超える減額となる場合の経過措置をそれぞれ明記しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第8、議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、那珂川町の関係する条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、地方公務員法が改正されるに伴い、那珂川町の関係条例に必要な一部改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、非常勤特別職及び臨時的任用の厳格化、会計年度任用職員制度の整備、障害者雇用の推進のため、心身の故障状況を個別に判断する制度を適正に活用するため、成年被後見人を一律に排除する欠格事項の廃止などであります。

議案書をごらんいただきたいと思います。

第1条は、那珂川町職員の定数条例の一部改正で、臨時的任用に係る文言を追加し、職員定数から除外されることを明確化するものであります。

第2条は、那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に係る文言を追加し、人事行政の運営等の状況の公表に際し、フルタイム会計年度

任用職員については、公表対象に含めるものとするものであります。

第3条は、那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に係る規定を追加し、会計年度任用職員の分限処分に係る休職期間については、町職員の規定を読みかえることを定めるものであります。

第4条は、那珂川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に係る文言を追加し、パートタイム会計年度任用職員の懲戒処分の減給に係る給料の額は、その月、日額または時間額で定められた報酬額とするものであります。

第5条は、那珂川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、法改正に伴う条件付採用に関する適用条項の変更と文言を改正するものであります。

第6条は、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正で、法改正に伴う条件付採用に関する適用条項の変更及び臨時職員が会計年度任用職員に改められ、別条例で規定されたことに伴い、臨時職員に係る条文の削除、それに伴う条項の繰り上げ、加えて条例第14条、別表第1に規定される特別休暇に母子保健法の規定による休暇を追加するものであります。

第7条は、那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に係る文言及び規定を追加し、期末手当の基準日に育児休業中の会計年度任用職員には期末手当を支給しないこと及び部分休業中の会計年度任用職員の給与の減額について定めたものであります。

第8条は、那珂川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改定により非常勤特別職の任用が厳格化され、任用を見直した結果、会計年度任用職員等への任用に変更し、非常勤特別職として区分から削除するものであります。

第9条は、那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、給与の定めについて、臨時職員から会計年度任用職員に係る規定に改正するものであります。

第10条は、那珂川町職員等の旅費に関する条例の一部改正で、法改正に伴う勤務条件に関する適用条項の変更及び短時間職員並びにフルタイム会計年度任用職員への旅費の支給、さらに適用する給料表について、会計年度任用職員に係る給料表の文言を追加するものであります。

第11条は、那珂川町公園管理及び使用に関する条例の一部改正で、法改正に伴う非常勤特別職の任用の厳格化による見直しにより、監視員については非常勤特別職から有償ボランテ

ィアへ任用を変更し、報償費を支給するため、手当に関する条文を削除するものであります。

第12条は、那珂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、給与の定めについて、非常勤職員から会計年度任用職員に係る規定に改正するものであります。

第13条は、那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、成年被後見人に関する制限の削除、会計年度任用職員に関する休職者の給与に関する条項の追加と、それに伴い、条項を繰り下げるものであります。

第14条は、那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正で、成年被後見人に関する制限の削除と、それに伴い、号数を繰り上げるものであります。

附則については、それぞれ関係する法律の施行に合わせて条例の施行日を規定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、反対討論を先に許可します。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 会計年度任用職員を来年4月から施行するということについて、9月議会でも反対ということでその意見を申しました。

特に、フルタイム会計年度任用職員については、勤務の内容が正規の職員と同じことになるというふうに思われます。それが来年度からはそうならないかもしれませんが、将来については、正規の職員がフルタイム任用職員にとってかわられるという事態も予想されます。そういう危険性が拭い切れません。そういうことになると、正規職員ではないですから、1年ごとに採用がされるかされないかわからないという、そういう不安定な身分のまま役場の職員として働くことになってしまうということが懸念されます。

そういうことで、会計年度任用職員の導入に伴う関係条例の一部改正について反対いたします。

○議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する、賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第9、議案第7号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

災害救助法が適用された市町村において、災害援護資金の貸し付けを受けた場合の償還は10年で行うものとされています。しかし、被災者の中には期限内の償還が困難であった方が多数いる状況を鑑み、国において償還金の支払い猶予等必要な措置を講じるため、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和元年8月1日に施行されたことに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 補足説明を申し上げます。

別紙、参考資料に基づき主な改正内容をご説明いたします。

まず初めに、改正の理由ですが、災害援護資金の償還は10年で行うものとされていますが、被災者の中には期限内の償還が困難であった方が多数いる状況であることから、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、市町村における合議制機関の設置等について必要な事項を講じるため、国において災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和元年8月1日に施行されたことに伴い、町条例においても所要の改正を行うものです。

改正する条例名は、那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例です。

次に、改正の主な内容等ですが、条例第15条は償還等で、法第13条において償還金の支払い猶予を規定したことから、支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができることとなるほか、償還金の免除理由として、死亡または高度障害の場合が規定されておりましたが、新たに破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けた場合についても、償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるものとしたものです。

第5章雑則は、法第18条の改正に伴い、条文を追加し、第17条は支給審査委員会の設置で市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かなどの事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を設置するように努めることとしたものです。

第2項は、合議制の機関の構成委員について、第3項は前項に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めるものとしたもの。

附則は、施行期日で公布の日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第10、議案第8号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の議決について、日程第11、議案第9号 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第10号 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第13、議案第11号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第14、議案第12号 令和元年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第15、議案第13号 令和元年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上6議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号から議案第13号、令和元年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告に伴う職員人件費や台風19号により被災した農地等の災害復旧にかかわる費用のほか、国・県等の補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は2億8,000万円となり、補正後の予算総額は85億6,000万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は災害復旧費で、農地・農業用施設災害復旧

事業費や道路・河川災害復旧事業費に1億3,955万3,000円を計上しました。

第2は商工費で、企業誘致推進費等に7,602万3,000円を計上しました。

第3は総務費で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金等に1,902万3,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、分担金、国・県支出金、町債のほか繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正予算はケーブルテレビ施設管理運営費に1,700万円を計上するもので、その財源は繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の予算総額は2億4,100万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正予算は一般被保険者保険時還付金に200万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の予算総額は21億4,400万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は一般管理費のほか、保険給付費、職員人件費に400万円を計上するもので、その財源は国・県支出金及び支払基金交付金のほか、繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の予算総額は19億5,000万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は施設管理費のほか、総務管理諸費、職員人件費に1,010万円を計上するもので、その財源は繰入金、繰越金のほか、諸収入を充てることといたしました。これにより補正後の予算総額は3億1,010万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は施設管理費に260万円を計上するもので、その財源は繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の予算総額は5,360万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。公共土木施設災害復旧事業を追加し、限度額を2,000万円と定めるものであります。

続きまして、10ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項2目災害復旧費分担金の補正額は989万円の増で、農地・農業施設災害復旧事業費の受益者分担金を計上するものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は25万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。2項3目衛生費国庫補助金の補正額は36万6,000円で、母子保健衛生費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は12万5,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。2項4目農林水産業費県補助金の補正額は400万3,000円の増で、人・農地問題解決加速化支援事業費42万1,000円のほか、農業人材力強化総合支援事業費75万円、農地中間管理事業費283万2,000円であります。9目災害復旧費県補助金の補正額は8,460万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費に係るものであります。

11ページに入ります。

3項2目農林水産業費委託金の補正額は40万円の増で、中山間地域総合整備事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億6,036万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項7目災害復旧債の補正額は2,000万円の増で、公共土木施設災害復旧事業債に係るものであります。

12ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は37万2,000円の増で、議員人件費及び職員人件費は人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。

なお、職員人件費の補正につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は201万円の増で、職員人件費を増額するもの。3目会計管理費の補正額は12万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

2項1目企画総務費の補正額は1,300万7,000円の増で、職員人件費13万円の増額のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金1,287万7,000円は、道路改良等に伴う架線工事費の増額により繰出金を増額するものであります。

3項1目税務総務費の補正額は378万6,000円の増で、職員人件費311万円の増額のほか、確定申告受付事務等に係る臨時雇賃金67万6,000円を計上するものであります。

13ページに入ります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は10万円で、職員人件費を増額するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は165万円の増で、職員人件費を増額するもの、2目障害者福祉費の補正額は880万5,000円の増で、障害者補装具費は申請件数の増加により補装具購入費の助成額を50万円増額するもの、障害者福祉諸費は障害者自立支援給付費等の平成30年度分の実績額が確定したことに伴う国及び県への返納金830万5,000円を計上するもの、3目老人福祉費の補正額は255万4,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は介護保険第8期計画策定に係る費用や給付費の増額により、繰出金を増額するものであります。

2項1目児童福祉諸費の補正額は91万円で、職員人件費を増額するもの、2目認定こども園費の補正額は140万円の減で、職員人件費を減額するもの。

14ページに入ります。

3目児童措置費の補正額は120万円の増で、子育て支援センター職員人件費280万円の減額のほか、放課後児童クラブ運営事業費は遊具の撤去工事費等110万円を計上するもの、子育て支援センター運営事業費290万円は、現在子育て支援住宅とあわせて整備している子育て支援施設へ、子育て支援センターわかあゆが移転することに伴い、必要となる備品等の購入費用を計上するものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は900万円の減で、職員人件費を減額するもの、2目予防費の補正額は55万円の増で、母子保健事業費はマイナンバーを活用して児童の健診情報等を連携するためのシステム改修費を計上するもの、4目環境衛生費の補正額は70万9,000円の増で、職員人件費45万円の増額のほか、環境衛生諸費25万9,000円は生活用水確保対策事業補助金を増額するものであります。

15ページに入ります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は140万円の増で、職員人件費を増額するもの、3目農業振興費の補正額は530万7,000円で、農業振興諸費は人・農地プランの策定に係る費用のほか、農業次世代人材投資事業費補助金や農地集積協力金等を増額するもの、4目畜産業費の補正額は722万7,000円の増で、畜産振興事業費は豚コレラ対策として家畜伝染病予防対策事業費補助金を計上するもの、5目農地費の補正額は120万円の増で、町単

農村振興事業費20万円は、和見地区の林業を横断する排水管の整備に係る補助金を増額するもの、県単農業農村整備事業費100万円は矢又地区農道舗装工事費を増額するもの、7目中山間地域総合整備事業費の補正額は40万円で、中部山間地域総合整備事業費は換地業務の委託料を増額するものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は73万円の増で、職員人件費を増額するもの、2目商工業振興費の補正額は6,983万7,000円で、企業誘致推進費は企業立地奨励金の確定により増額するもの、3目観光費の補正額は545万6,000円の増で、観光施設管理費は観光案内広告塔の修繕費用のほか、那珂川町温泉浴場ゆりがねの給湯配管に係る工事費を計上するものであります。

16ページに入ります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は310万円の減で、職員人件費を減額するもの、2目地籍調査費の補正額は40万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

2項2目道路維持費の補正額は100万円の増で、町道維持補修費は道普請事業に係る原材料費を増額するものであります。

3項1目砂防費の補正額は1,424万4,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は県が実施する工事に対する町負担金を計上するものであります。

4項3目下水道費の補正額は300万円の減で、公共下水道事業費は一般会計からの繰出金を減額するものであります。

17ページに入ります。

8款消防費、1項3目消防施設費の補正額は413万6,000円の増で、消防施設整備事業費は和見地区の圃場整備事業の区域内に設置されている屋外拡声機の移設工事費用を計上するもの、5目災害対策費の補正額は385万3,000円の増で、災害対策費は台風19号に係る災害対策本部の設置や避難所の開設業務等に勤務した職員の時間外勤務手当のほか、避難所において使用した毛布のクリーニング費用を計上するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は215万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

4項1目社会教育総務費の補正額は420万円の減で、職員人件費を減額するもの、2目公民館費の補正額は54万2,000円で、小川公民館費は小川公民館2階トイレ便器の洋式化に係る工事費を計上するもの、3目図書館費の補正額は38万円の増で、図書館管理運営費は馬頭図書館の空調配管の修繕工事費用を計上するもの、5目美術館費の補正額は125万円の増で、

職員人件費25万円の増額のほか、美術館管理運営費100万円はレストランの厨房機器更新に係る費用を計上するもの、6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は20万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

18ページに入ります。

5項1目保健体育総務費の補正額は455万円の増で、職員人件費を増額するもの、3目給食センター費の補正額は111万2,000円の増で、職員人件費21万円の増額のほか、学校給食センター管理運営費90万2,000円は、食品を保管する冷蔵庫の購入に係る費用を計上するものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は1億1,255万3,000円で、台風19号による堰等の災害復旧工事14件、9,855万3,000円、畦畔等の復旧工事に係る町単独補助金70件、1,400万円を計上するもの、2目林業用施設災害復旧費の補正額は200万円で、台風19号による林道、のり面等の災害復旧工事3件、200万円を計上するものであります。

19ページに入ります。

2項1目公共土木施設災害復旧費の補正額は2,500万円の増で、台風19号による町道等の災害復旧工事12件、2,500万円を計上するものであります。

20ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は1,287万7,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は412万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は工事請負費1,700万円の増で、国道294号上町交差点付近や町道76号線片平地区の道路改良工事、和見地区土地改良事業等に伴うケーブル張りかえ工事に係る経費であります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 説明の途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前 11時06分

再開 午前 11時20分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

引き続き説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大森新一君） 国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に移ります。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の補正額は200万円の増で、一般被保険者に係る国民健康保険税の還付金の増によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は30万円の増、2項1目調整交付金の補正額は12万円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の増による負担割合分の増額です。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は6万3,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は40万5,000円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の増による負担割合分の増額です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は18万7,000円の増で、地域密着型介

護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の増による負担割合分の増額です。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は3万1,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

9ページをごらんください。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は18万7,000円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の増による負担割合分の増額です。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は3万1,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。5目その他一般会計繰入金の補正額は233万6,000円の増で、一般管理費業務委託料の増に伴う増額です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額34万円は、第1号被保険者負担分として地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費増額分の31万1,000円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費増額分の3万9,000円、前年度繰越金を充てたものです。

10ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は233万6,000円の増で、介護保険第8期事業計画の策定に向けた調査を委託するため補正するものです。

2款介護給付費、2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は90万円の増で、要支援1、要支援2と認定された方に対する介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス利用の増加によるものです。7目介護予防サービス計画給付費の補正額は60万円の増で、要支援1、要支援2と認定された方に対するケアプラン作成の増加によるものです。

3款地域支援事業費、3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は16万4,000円の増で、給与改定による人件費の増であります。

11ページ以降は給与費明細書ですので、ごらんください。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は300万円の減で、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,301万円の増で、前年度繰越金であります。

6款諸収入、1項1目雑入の補正額は9万円の増で、東京電力からの補償金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項1目総務管理費の補正額は3万7,000円の増で、消費税確定により下水道事業の消費税を増額するものであります。1項2目施設管理費の補正額は1,006万3,000円の増で、職員人件費は52万1,000円の増、人事異動及び人勸によるものであります。工事請負費は954万2,000円の増で、小川水処理センターの立地のし渣除去工事と舗装修繕工事によるものであります。

10ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は8万5,000円を減額するものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は268万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款農業集落排水事業、2項1目施設管理費の補正額は260万円の増で、工事請負費は舗装修繕工事であります。

以上で一般会計及び各特別会計の補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示しください。

質疑ありませんか。

7番、鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 一般会計の補正書の件で質問を何点かさせていただきます。

まず、ページ数です。14ページ、児童福祉費の児童措置費の中の節の18備品購入費で、わかあゆ認定こども園の中で必要となる備品ということでご説明がありましたので、その中

の詳細をご説明ください。1点。

2点目、17ページ、消防費の中の工事請負費で、先ほどの説明で和見地区の屋外拡声機移動、撤去、それ聞きづらかったのでこの辺の説明、もし撤去の場合は撤去の理由、移動の場合は移動の理由と、なぜこの時期なのかとご説明を求めます。

同じ17ページ、社会教育費、美術館費の中の18節備品購入費の100万円、説明の中でレストランの厨房機器工事に当たり厨房機器の購入とありましたので、これは壊れて購入したのか、緊急性を要したのか、その辺のご説明をお願いいたします。

続きまして、18ページ、保健体育費の給食センター費の中の備品購入費で90万2,000円の説明で、食品保管冷蔵庫購入とありましたが、これは壊れて購入したのか、この時期に購入したのか、当初でしたら一般会計予算の中に組み込んで計画に入れてもよかったのではないかと思うので、このような質問をさせていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） それでは、14ページの児童措置費、備品購入費の内訳についてご説明申し上げます。

こちらは子育て支援センターわかあゆが子育て支援住宅に移転することに伴いまして、新たに購入するものでございます。中身につきましては、事務用の机、事務用の椅子、それぞれ2台、2脚、そのほか会議用の椅子が6脚と、それから書類ロッカーが6台、そのほか洗濯機、本棚、マガジンラック、電話機、掃除機の等の家電製品、そういったものが内訳となっております。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 消防施設費の補正額413万6,000円の工事請負費ですが、和見地区の圃場整備に伴いまして、屋外拡声機が立っている場所が圃場の真ん中になってしまうということで、その屋外拡声機を移転するものであります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 同じく17ページの美術館費、18節の備品購入費でございますが、美術館のレストランの厨房機器のうち、冷蔵庫が冷えなくなっている状況で、年次計画として既に設置から20年経過することになりますので、計画的にその電化製品を厨

房機器等を含めて入れかえていくというような形をとりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 同じく18ページ、9款5項3目給食センター費、備品購入費の90万2,000円の説明をいたします。

冷蔵庫を買ったわけなんですけれども、今年度、保健所の立ち入り検査が入りまして、食品、給食の材料を調理する前の賄い材料になりますが、調理前の材料と調理後にできたものを別々の冷蔵庫で保管するようという指導が入りました。そのようなことから、至急、指導に基づきまして、今年度補正予算をいただきまして購入したいと考えております。

以上です。

○7番（鈴木 繁君） 了解しました。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 2点だけ伺います。

一般会計のほうの10ページ、歳入の12款1項2目災害復旧費分担金、受益者分ということなんですが、今回の災害、台風19号の災害によって、受益者負担金が少なくなっているというふうに思っているんですけれども、その内訳、従来とどのくらい軽減されているのかお伺いします。

それから、15ページ、6款1項2目の商工業振興費の企業誘致推進費、企業立地奨励金の確定ということですが、その内訳をお聞きします。

以上、2点です。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） それでは、10ページの農林水産関係の災害分担金は、通常国庫補助ですと90%ということが国庫補助ですので、残り10%は地元負担、受益者負担としてとり行われます。ですから、国庫補助の場合ですと、これからいろいろなことでこれが補助率が引き上げられるということはあると思いますが、現段階では90%の補助で予算措置をしております。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、15ページの2目の商工業振興費の内訳ということでございますが、先ほど説明したように、本年度の課税の確定をもって補正をさせていただきます。

いたということでございまして、件数的に相当な件数になってございますので、もしよろしければ内訳書をご提出させていただいてという形で対応させていただければと思います。

○議長（小川洋一君） 益子さん。マイクが遠いようなので近づけて。

○9番（益子明美君） 歳入のほうに関しては、とりあえず10%ということで予算化したということで了解いたしました。

商工費の商工業振興費、企業誘致推進費の企業立地奨励金なんですけれども、件数が多いということなので、文書で、文書表で提出していただいても構わないんですけれども、太陽光以外というのはあったのかどうかということだけ、太陽光以外の部分で出て、確定している部分があれば教えていただきたいと思います。何件があるか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 内容でございますが、太陽光以外の業種につきましてもございます。この場で何件ということにはちょっと申し上げられませんので、その内訳表を見ていただけるということで、提出をさせていただきますので、その中のご確認をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 令和元年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 令和元年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第16、議案第14号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第14号 町道路線の認定についての提案理由を説明申し上げます。

認定路線の田町久那瀬線及び南町下り藤線は、今年度中に完成予定の県道那須黒羽茂木線、岩下工区の供用開始により、旧道区間として県から管理移管されることに伴って、町道として認定するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 町道路線の認定について補足説明申し上げます。

参考資料をごらんください。

今回認定する路線は2路線で、①の田町久那瀬線は、起点を馬頭地内、県道那須黒羽茂木線との田町交差点とし、終点を町道永畑川崎線との久那瀬地内舟場平の交差点とする総延長1,496.6メートル、幅員は8.0メートルから20.8メートルの路線です。

②の南町下り藤線は、起点を馬頭地内、県道那須黒羽茂木線との南町地内、馬頭中学校入り口交差点とし、終点を和見地内、同じく県道那須黒羽茂木線との交差点となる下藤橋先までとする総延長1,547.3メートル、幅員6.6メートルから16.0メートルの路線です。

当該路線は、県道那須黒羽茂木線、岩下工区の完成に伴い、町に管理移管を受けるものですが、岩下工区の供用開始までの間は県道と町道の重複認定となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、阿久津武之君。

○12番（阿久津武之君） 言っている意味はわかるんですが、共用して両方、県道といわゆる町道とでいくわけですよ、あの間、今工事している。そうすると将来的には別として、とりあえず那須黒羽茂木線は一旦あそこで間は切れちゃうわけですよ。今度は町道に認定して、県道を外れれば。その先の話になっちゃうとまずいかな。将来的にはどのような方向で持っていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 将来的なお話ということでございますが、県道的那須黒羽茂木線は、今現在、先ほどご説明しました和見地内の岩下工区が整備をされておりますが、今現在、町道の久那瀬地内の永畑川崎線を県道として昇格をさせて、途切れのない県道になる予定でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

3番、大金 清君。

○3番（大金 清君） この今の返還になる2路線につきましては、整備を受けてから町道にするのか、その1点だけお伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 過去の定例議会においても、その大金議員のおっしゃられたような、受ける前に、整備をしてから受けるようにということでお話をいただいております。管轄する土木事務所とはそのような形でお話を進めておる状況でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 町道路線の認定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第17、議案第15号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターにつきましては、平成29年4月1日から現在の指定管理者が管理運営を行っておりますが、令和2年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、このたび改めて指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に指定する法人は、宇都宮市の株式会社大高商事であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、補足説明いたします。

参考資料をごらんください。

まず、管理を行わせる施設であります、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターであります。

指定管理者に行わせる業務は、施設の維持管理及び運営に関する業務であります。また、利用の許可に関する事項や許可の取り消し、利用の制限等に係る権限も含むものであります。

利用料金につきましては、指定管理者が条例に規定する額の範囲内で町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営経費に充てるものです。

裏面をごらんください。

指定管理料につきましては、年額1,450万円を限度としまして年度協定で定め、施設の管理に必要な経費として町から指定管理者に支払うものです。

候補者選定の経緯であります、一般公募に応募した1事業者のうちから候補者を選定するため、町観光協会長、税理士、株式会社JTB職員など委員6人によりまして、11月13日に選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーション及び質疑、応答により審査を行いました。その結果を受けまして、指定管理者として株式会社大高商事を指定するものであ

ります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 選定委員会における選定委員からの質疑の内容等、意見等ありましたらばお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） お答えをいたします。

選定委員会で質問等の内容ということでございますが、指定管理の申請に提出されました収支、予算にかかわる点等、あと温泉についての新たなPR方法などについてのご質問がございました。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 私は反対いたします。

現在の指定管理料は年間1,050万円です。それを400万円引き上げて1,450万円を限度とするということで、町は管理料を指定しました。そして、10月には、このゆりがねの湯は料金値上げをしています。ですから、現在に比べるとかなり収益が上がっているのではないかというふうに思われます。そして、先ほど言いましたように、指定管理料が年間400万円アップということですので、事業をする方にとってはかなり有利になっているのではないかと思われます。

しかしながら、応募者が結果として1社だけだったと。その原因ということで考えたんですが、3年前は10月13日に公示しまして、それで10月28日に応募終了と。今回については、10月21日に公示、それから11月1日に応募締め切りと。計算しますと3年前はお知らせから応募終了まで15日、ことしについては11日と、3年前は15日間、今回は11日間というこ

とで4日少なくなっています。

総務省の見解としては、指定管理者を指定する場合には複数の応募が望ましいということではっきり言われています。その望ましい形に反するような応募の仕方をしたのではないかというふうに思わざるを得ませんので、私はこの件に関しては反対をいたします。

○議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する、賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第18、議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

栃木県市町村総合事務組合は、県内の市・町の地方公共団体や広域行政事務組合など各種事務組合が退職金や公務災害に関する事務を共同で行うため、平成18年4月に設立された団体であります。

今回の規約変更の内容については、小山市と小山広域保健衛生組合が令和2年4月1日から新たに議員、その他非常勤職員の公務災害補償事務の共同処理に加入すること。また、小山市が非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、両者を加え

る規約の変更を行うものであります。

つきましては、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議案を提出するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第19、発議第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

阿久津議員。

[12番 阿久津武之君登壇]

○12番（阿久津武之君） ただいま提案になりました発議第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、全国町村議会議長会からの依頼に基づき、その趣旨を受け、那珂川町議会議員、小川正典議員及び福田浩二議員の賛同を得て提案するものであります。

住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段と重くなっている中、地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。

このような中、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度への加入のための法整備を早急に実現するよう、衆参両議長ほか5名に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決されますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第20、陳情第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化に関する陳情書についてを議題とします。

本件については、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託しましたが、委員

会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、鈴木君。

〔教育民生常任委員長 鈴木 繁君登壇〕

○教育民生常任委員長（鈴木 繁君） 陳情第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化に関する陳情について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

この陳情は、11月7日に馬頭高校活性化協議会会長、佐藤良美氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、馬頭高等学校の活性化は、那珂川町を初めとする八溝地域の振興と不可分の関係があり、地域住民の期待も高まっている。今後も活気ある高校として地域に存続し、優位な人材輩出のため、学校運営に関して記載の4項目を求めるよう、栃木県知事及び栃木県教育委員会教育長に対し意見書を提出されたいとして陳情されたものであります。

陳情については、12月4日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査において、馬頭高等学校は淡水魚の水産科がある特色を有した学科があり、今後、少子化によって馬頭高等学校への入学者の減少が懸念されますが、さらに特色を生かした高校となるよう意見が出されました。

審査した結果、馬頭高等学校は当町の地域振興に多くの功績を残しており、少子化が進む中で馬頭高等学校の活性化は地域住民も期待するもので、活気ある、魅力ある高校として発展した学校運営の展開を願うものとして、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（小川洋一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対してのみ質疑を許可します。

質疑はありませんか。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） この陳情内容、私は反対ではありませんけれども、項目の（4）学校の活性化を高めるため、十分な教員の配置や特色ある教員の配置を進めることというふうになっていますけれども、特色ある教員の配置ということについては、委員会では質問なり意見なりは出なかったのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 鈴木委員長。

○教育民生常任委員長（鈴木 繁君） では、川俣議員の質問にお答えします。

12月4日に行われました委員会の中で、4項目めの、先ほど川俣議員がおっしゃいました特色ある教員の配置等についてですが、この特色ある教員のこの項目についてはなかったんですが、4項目めの内容については、委員よりどのような感じの教員配置ですかというような議論はなされました。

内容的に言うと、部活動等がやはり少ないということによる先生の配置、一例が委員会の中で挙がりました。先日、福祉センターで行われました、馬頭の高校生が発言した例が一つあったんですが、その例の中に、女子生徒がなぜ馬頭高校を選んだという話も出たんですけども、それは那須塩原市からこちらに通っていて、農業は那須塩原市の高校でも勉強できると。ただ、馬頭高校にはアーチェリーという部活があると。それで私はこちらに来て学ばせていただいているという話も出たので、そういう面で部活動を減らせない、特色あるという議論は出ました。このような回答でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化に関する陳情書に対する委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小川洋一君） ただいま教育民生常任委員長から、発委第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

発委第1号は日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

〔議案配付〕

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 追加日程第1、発委第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めるとします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 鈴木 繁君登壇〕

○教育民生常任委員長（鈴木 繁君） ただいま提案になりました発委第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました栃木県立馬頭高等学校の活性化に関する陳情書に基づき、その趣旨を受けて、栃木県知事及び栃木県教育委員会教育長に意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 栃木県立馬頭高等学校の活性化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和元年第5回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時14分